

令和4年12月31日 群馬県 農政部 畜産課 家畜防疫対策室

電話:027-226-4351 内線:3113

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

本日(12月31日) 前橋市内の農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例 が確認されました。

1 農場の概要

所在地:前橋市

飼養状況:約15,000羽(採卵鶏)

2 経緯

- (1) 本日(12月31日) 11時15分、農場から死亡羽数が増加したとの通報が中部家畜保健 衛生所にあり、立入検査を実施しました。
- (2) 本日16時15分、群馬県家畜衛生研究所で当該について簡易検査を実施したところ、 13羽中13羽が陽性であることが判明しました。
- (3) 本日16時30分、知事を本部長とする「群馬県特定家畜伝染病対策本部会議」を開催し、 庁内の情報共有を図りました。

3 今後の対応

(1) 今後、群馬県家畜衛生研究所で遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確認した場合には、飼養家きんの殺処分と埋却処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限・搬出制限、消毒ポイントの設置等を実施します。

4 その他

- (1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。 特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。



